

# イラクにおける女性政策と女性の社会的地位の変遷

——フセイン政権崩壊前後の政策に見られる連続性を中心に——

円 城 由 美 子

## Changes in Women's Policies and Social Status in Iraq

——Policy Continuation Before and After the Collapse of the Hussein Government——

Yumiko Enjo

### 抄 録

本稿では、フセイン政権時代と、政権崩壊後の米国占領統治期において見られた女性政策および女性の社会的地位の変遷を検証する。フセイン政権初期は、社会主義路線に基づき女性厚遇措置がとられたため、女性の就学・就業率は高まり、イラクはアラブで女性の社会的地位が最も高い国と評価された。「女性の解放」を謳った米国の占領統治下では、民主化政策が喧伝されたが、一方で、社会の保守化や治安の悪化が進んだこともあり、人身売買の増加、女性の就学・就業率の低下が報告され、女性の社会的地位はむしろ低下したと見られている。その理由の一端を、フセイン政権時代と政権崩壊後の女性政策および女性処遇に見られる連続性から論考する。

**キーワード：**女性の社会進出、女性政策、女性の解放、民主化、西洋的価値観

(2013年10月1日受理)

### Abstract

The democratization of Iraq after the US-led 2003 attack and the collapse of Saddam Hussein is considered part of the U.S. democratization of the Middle East policy. The protection of women's rights has been cited as one of the central agendas. However, in reality, there have been numerous reports of human trafficking and honor killing of women in post-Hussein Iraq. Why are there many such cases implying that women's treatment in Iraq has become worse than before, in spite of the introduction of the protection of women's rights as one of the slogans for democratization? In this paper, women's policy from the Hussein era until the U.S. occupation will be examined. The paper will try to find an answer to the above question by discussing the positioning of women's social role under each administration, how those policies were accepted in the society, and how they influenced the treatment of women.

**Key words:** social advancement of women, women's policy, liberation of women, democratization, Western value

(Received October 1, 2013)

## 1. はじめに

### 1.1 研究の背景および目的

2003年米英主導によるイラク攻撃およびサッダーム・フセイン政権崩壊から10年が過ぎた。この間、制度面では選挙の実施や経済の自由化がなされたが、最終的に開戦の理由の一つと位置づけられたイラクの民主化は進んだのだろうか<sup>1</sup>。米国主導によるイラクの民主化は、米国同時多発テロ事件以降、米政権が進めた「中東の民主化」政策の一環であり、中でも「アラブ社会における女性の権利擁護」は中心課題とされてきた。フセイン政権後のイラク国家再建でも、「女性解放」は重要課題として掲げられていた(酒井2007:31)。しかし実際には、フセイン政権崩壊後から女性の人身売買や名誉殺人などの女性の人権侵害とされる現象が増加しているとの報告が国連機関や国際人道機関などから相次いで出されている(Heartland Alliance 2007; Human Rights Watch 2010; United Nations Development Fund for Women 2004)。また、社会主義路線をとっていたフセイン政権下では、女性の社会進出は「アラブ世界で一位」と評価されたほどだったが、現在では女性の就業率や就学率は男性より明らかに低く、社会進出は著しく後退しているように見られる。

民主化を目指して米国主導で進められたイラク再建政策で、女性の権利擁護が掲げられていたとすれば、なぜフセイン政権後に以前よりも女性に対する処遇の悪化や、女性の社会進出の後退を示唆するような現象が起きているのか。民主化を謳った米国の占領統治は、女性の権利擁護の分野では機能しなかったのか。本稿の目的は、フセイン政権下から米国占領統治までの女性に対する国家的な政策を検証し、それぞれの政権が女性の社会的役割をいかに位置づけてきたのか、またその政策が社会にどのように受容され、女性の労働や家庭生活にどのように影響を与えてきたのかを確認することで、この問いに対する答えの一端を見出すことである。尚、本稿では女性に対して国家的にとられた政策を中心に論じるが、以下、このような政策を「女性政策」と呼ぶこととする。

### 1.2 先行研究および分析のアプローチ

フセイン政権と女性政策および女性の地位との関係については、政治、政策面からのアプローチでいくつかの研究が蓄積されている。中でもジョセフは都市知識人を中止としたエリート層女性を対象とした国家の女性政策(Joseph 1991)を取り上げ、特にイラク女性総連合(General Federation of Iraqi Women)に象徴される女性機関が大衆掌握において果たした役割の重要性を指摘している。また、アル＝アリーはフセイン政権下での女性の社会進出を「発展的な近代主義政策がプラスの影響を及ぼした」(アル＝アリー2012:245)と認識している。酒井はフセイン政権期の「国家フェミニズム」の構築過程と、そ

の後の英米主導の「民主化」の過程で進んだ「社会のイスラーム化」を、ジェンダーと政治の視点から取り上げ、米国のイラク「民主化」構想をめぐる国内の政治勢力の反発は、異なるジェンダー認識を持つ政治イデオロギー間の対立であると分析し、政治勢力間の対立の軸の一つにジェンダー認識の違いがあることを認めている。

本稿では、これらの先行研究に記されているフセイン政権時代から米国占領統治時代における女性政策および女性の位置づけについて、フセイン政権崩壊前後の連続性および断絶性を検証する。具体的には、一般的に言われている女性の社会進出が、イラク女性自身にとっていかなる状況であったのか——社会進出によって女性を取り巻く環境は変わったのか、社会での女性の処遇に変化は見られたのか、女性の家庭での役割に変化はあったのかなど——を検証する。その際、フセイン時代は、女性政策および女性の社会的地位や処遇に見られる特徴に応じて、1) 初期の福祉政策の拡充期 2) イラン・イラク戦争（1980～88年）から1990年のクウェイト侵攻および翌91年の湾岸戦争までの、いわゆる戦時体制下の時期 3) その後の経済制裁下——の3つの時期に分けて考察する。イラク国内の社会・経済情勢が大きく変動した時期および厳しさを増した時期に、女性に対していかなる政策が取られてきたのか。女性はいかに動員され、役割を期待され、また、時に社会から排除されてきたのか。検証によって立ち現われる国家的な女性の位置づけと、米国によるイラク占領統治における女性の位置づけには、どのような共通性が見出せるのか。これらの点を検証しながら先述の問いへの答を論究する。

## 2. フセイン政権下の女性政策——女性の取り込みと排斥

### 2.1 労働力として女性を取り込んだ「国家フェミニズム」の時代（1968～1980）

まず、女性たちが、他の中東地域の女性に比べて比較的多くの権利を享受し、社会進出は進んだと評される状況を作り上げたフセイン政権下の政策的な意図および政策実行下での女性の境遇を概観する。バアス党は1968年の政権発足以来、経済発展と国民統合に力を入れた。1970年代は中東全体が「石油の富」に基づく開発の時代であり、イラクもまた、そのように石油の富に依存して工業化・近代化を進めた「石油の富」型モデルと呼ばれる開発を進めた。このことは、他の同様の開発モデルを選択した国家と同様、イラクに著しい労働者不足をもたらし、労働力の供給源として女性の存在が目されるようになった。また、当時バアス党は国民統合の手段として各種集団の組織ネットワークを通じた国民支配を目指しており、女性組織はそのような集団の一つとして大衆掌握の重要な道具とも位置づけられていた。

#### 2.1.1 教育

1970年に起草されたイラク暫定憲法では、女性に男性と平等の権利を与え、教育を受ける権利、投票の権利、家の外で働く権利などが保障された。女性に対するこれら一連の法的権利の供与は、国家による「『新しいイラク女性』製造プログラム（programs for the

production of 'new Iraqi women')」であり、「新しいイラク女性」として国家が支配する組織に女性を組み込む「新たな社会化 (resocialization)」を目指したものと見ることができる (Joseph 1991: 183)。中でも教育は特に重要な位置を占めており、一般的な教育だけでなく、経済参加のための職業訓練や政治教育も政府主導で積極的に実施されていた。

若年層をターゲットにした学校教育に関しては、初等・中等教育をすべて無料化すると同時に学校建設も急速に進められ、就学率を高めた。1968年以前には女性400万人中、中等教育終了もしくは同等の教育を受けた女性は約23,000人とされていたが、無料化プログラムが奏効し、その後10年間で女性の就学率は初等・中等教育いずれも4倍以上に増加したと報告されている (Ministry of Planning 1978)<sup>2</sup>。

1978年にはバース党は識字率向上キャンペーンを開始し、非識字者撲滅法を制定して14歳から45歳までの男女に対して政府による2年間の識字プログラムに参加することを義務づけた (Joseph 1991: 180)。翌1979年に大統領に就任したサッダーム・フセインもこの政策を推し進め、1985年に8%であった女性の識字率は、95年には45%にまで飛躍的に向上した (UNIFEM 2009)。1991年の湾岸戦争勃発前の時点で、イラク人女性の識字率はアラブ世界で一位となった (UNIFEM 2009)。イラク人女性が、アラブ世界で最も教育レベルおよび専門知識の高い女性と見なされるようになったのは、この頃である。

## 2. 1. 2 社会進出と福祉政策

識字率・就学率の向上によって教育レベル全体が上がり、また、家の外で女性に課せられていた制限も大幅に取り払われたこともあり、多方面での女性の社会進出が特に都市部において見られるようになった。工学、医学、科学など、それまで男性が独占的に占めていた、資格が必要とされる職業分野へ女性も進出を果たし、1980年には、教師の46%、医師の29%、歯科医の46%、薬剤師の70%、工場労働者の15%、公務員の16%を女性が占めるようになった (NCA 2010: 11)。

この女性の目覚ましい社会進出を支えていたもう一つの大きな要因は充実した福祉政策であった。バース党は、育児をしながら働いている女性に対して必要な環境を提供する政策を打ち出した。職場の近くで無料保育を提供し<sup>3</sup>、乳児を抱える母親には午前と午後には休憩時間を設けて世話ができるようにした。また、出産1ヶ月前および6週間後までの出産休暇には給料を全額支給し、産後6ヶ月の育児休暇中は給与の半額が支給された。学校給食は無料で支給され、低額所得者への補助の申請を、女性が——男性の親戚から独立して——単独で行うことができた。このほか、男女を問わず、就業先が国営工場の場合は職場までの交通費は支給され、医療費は無料もしくは補助された。

これらの一連の政策によって、女性の労働人口は、1957年の2.5%が1977年には12%へと増加した (Joseph 1991: 186)。女性の参入によって労働人口を拡大するという党の目的は一定達成されたのである。

### 2. 1. 3 政治参加と動員

フセインは、様々な組織のネットワークを使って大衆支配を進めたが、女性も大衆掌握の手段の一つとして利用された主要なグループの一つであった。以前より多くの権利やサービスを国から与えられるようになった女性たちは、さらに、様々な分野で党の動員機関に組み込まれることによって、国家に忠誠を誓う新たな女性として「再製造された (reproduced)」のである (Marr 2012: 149)。党は、教職員組合や弁護士協会など、すでに確立されている既存の組織のネットワークを活用するとともに、女性に的を絞った新たな組織も立ち上げた (Marr 2012: 149)。

この目的のために党の機関として 1968 年に設立されたのがイラク女性総同盟 (GFIW: General Federation of Iraqi Women) である。GFIW は党直轄の大衆管理・掌握組織であり、組織を通じて教育レベルが高い政治的に意識の高い主に都市エリート層の女性を党が支配することを目的としていた。また、大衆レベルの女性に対する教育および監視も、この組織を通じて行われた。GFIW に参加した多くは新興都市中間層の女性たちである<sup>4</sup>。GFIW の幹部はバアス党から任命され、組織の資金は国から支出され、活動内容はバアス党が決定するなど党の女性部局的な機能を果たした (Joseph 1991: 186)。

バアス党は結党当初より男女平等による社会発展を主張しており、結党当初からの党要綱にも「アラブ女性がアラブ市民として、十全な権利を有する」ことや「女性の権利を価値あるものとするために、女性の地位を引き上げるために闘う」と謳っている。GFIW の目標は 1) 社会主義の敵と戦うこと 2) 男性と同等の権利を女性に保障すること 3) 他の国内組織と協力し、また、女性たちの国家意識を高揚することによって、イラクの経済・社会発展に貢献すること 4) 家庭内の母親や子供を支援すること——と革命指導国民評議会法 (the Revolutionary Command Council's Law) で規定されており (Joseph 1991: 182)、バアス党綱領の謳う男女平等の推進は、国家への貢献が前提となっていることがより明確に示されている。動員ネットワークを拡充するため GFIW は、1980 年までには 256 のセンターを国内に設立し、労働組合や農協の婦人部と協力して教育プログラムや党への奉仕活動を実施した。組織内では意思決定はきわめて官僚的に幹部によって下され、幹部の人選は党との密接な調整によってなされていた。

GFIW 以外にもバアス党は、スポーツ、音楽、芸術、文芸、科学など多岐の分野にわたる活動組織や、学生組織、奉仕活動組織などの小学生の男女を取り込む機構も全国で組織した。年齢ごとに様々なバアス党の組織に所属することで、女性は公的な社会参加の経験を積み上げ、同時に、党、支配エリート、アラブ社会主義への忠誠を強めていった (Joseph 1991: 183)。

### 2. 1. 4 法改正と社会の受容

女性にとって、GFIW の活動や、識字率の向上と社会進出はどのような意味を持っていたのだろうか。「『新しいイラク女性』製造プログラム」と称された政策は、イラク女性の行動規範を変化させたのか。



結婚に関する法改正で見てみよう。1978年バース党は個人の地位に関する諸法の改正を行い、女性の家族構成員に対する男性の力を抑制する権限を法廷に与えた。同改正法は、継続的な係争、姦通、不治の病、および配偶者の長期間の不在のような場合には、離婚する権利を男女ともに与えた。また、結婚に関しても、例えば、男性も女性も本人が希望しない結婚を強制されることはないと定め、事実上それまで非合法的な形で実施されていた重婚も、これにより禁止した。この改正は、女性の権利という視点からは大きな進展とも見える。しかし、一連の法改正はイラク国内で支配的な家父長的な価値観には劇的な変化をもたらさなかった、との見方も少なくない（トリップ 2004: 335; アル=アリー 2012: 246）。

女性解放や男女平等などの価値観の変化について見てみても、やはり、女性の社会進出を促す政策や福祉政策および法的な改正措置が必ずしも西洋的な価値観での「女性解放」や「男女平等」の意識をもたらしたとは言えない。例えば、GFIWの目的には男性との同等の権利を保障することがうたわれているが、1982年にイラク人女性50人にインタビューしたカヤットは、たいいていの女性はイラク人女性が男性と平等であるべきだとは考えておらず、女性解放運動の発展に反対するとしている。インタビューに応じた女性の多くは「必要な権利はすべてイスラーム教が女性に与えてくれている」「女性はすでに解放されている」「西欧の女性を解放された女性とは考えない。私は私たちの宗教の枠組みの中での解放を望みます」とイスラームの価値観を堅持した上でのイラク人女性なりの「解放」観を示している（カヤット 1994: 220-222）。ジョセフがインタビューした解放運動の旗手であるはずのGFIWの幹部でさえも「イラク女性にとっての解放とは必ずしも西洋的な解放を意味しない」と述べ、西洋における進歩的な価値観がイラクでそのまま受け入れられているわけではないことを示唆している（Joseph 1991: 184）。換言すれば、フセインが行った女性政策や女性に配慮した発言は、イラクに普及していたジェンダー規範や役割、期待される言動に対して容易に根本的な変化をもたらしたわけではなかったのである。

## 2. 1. 5 国家の目的達成のツール

これまで、イラン・イラク戦争までのフセイン政権の一連の女性政策を概観した。この時期をまとめると以下のように言えるだろう。1970年代のイラクは、バース党政権下でフセインが大統領に就任し、大衆掌握の戦略として、民生安定に力点を置いたポピュリスト政策を広く実施した。とりわけ女性の取り込みは重視され、膨大な石油収入の財源によって支えられた医療や育児プログラムなど寛大な福祉プログラムが創設された。これらの政策は女性に一定の法的権利、社会サービスを受ける権利、教育を受ける権利、労働市場における権利を割り当てることで、女性という社会集団を掌握し、かつ、そこから新たな労働力を生み出すことを目的としていた。とりわけ都市を中心に拡大する中間層には大きな利益をもたらし、中でも都市中間層の女性は、多くの社会・経済的権利を獲得した。

他方、国家から見れば、女性の社会進出も政治参加もすべてはあくまでも女性という資源の利用に過ぎない。実際、GFIWの活動も、あらゆる分野において女性の利益を向上さ

せたわけではなく、政府の利害と女性の関心が一致している分野、つまり教育と新規労働力の参入という分野に活動は集中していた。「フセインが有益と考えれば女性と彼女たちの利益は抑圧された」（トリップ 2004: 334）のである。さらに支配構造という観点では、フセインは、育児、子供の教育、健康管理というそれまで家族が担っていた役割を国家が引き受けることで、家父長的な権利を父親、夫、兄弟、息子、おじから国家へと移行させようとしたのである。伝統的な家庭内での関係を解体し、女性たち個人と保護者兼管理者としてのフセインとの関係を確立しようとしたのである。

これまで見てきたように、フセイン政権下の都市中間層の女性は福祉国家的政策による便益を享受した主要な集団の一つである、ということは否定できない。国家が女性に権利を与え、福祉政策を充実させ、積極的に女性の権利を一定期間促進し、公には女性の識字率や就労率が向上したのは事実である。国家こそがフェミニズム運動を促進した主体であり、「国家フェミニズム」（アル＝アリー 2012: 247）の時代、と言われるのはそのためである。しかし、政策の推進力となっていたのは女性の活用という国家にとっての目的である。財源が許す限りその目的へと政策が打ち出されていたが、以下で見るように、財源が尽き、労働力不足が解消されると政策は転換され、女性は家へと押し戻された。

## 2. 2 二つの戦争の影響——イラン・イラク戦争（1980～1988年）から湾岸戦争（91年）

女性に関して進歩的な政策をとることで近代化を進めると同時に大衆掌握を果たしてきたフセイン政権であるが、イラン・イラク戦争および、それに続く湾岸戦争によって財政は極度に悪化した。この間、政権は、女性政策や女性の役割を様々な形で転換することで厳しい社会・経済情勢を乗り切ろうとした（Marr 2012: 206）。

### 2. 2. 1 軍国主義化と女性への負担の増加

対イラン戦の当初は、男性の労働力が不足する中、女性が官僚組織や公的部門へと就労の分野が拡大された。特に、男性の労働力不足の原因である徴兵制は18歳以上の青年に対して3年間の徴兵制が課せられたが、戦争の長期化によって5～8年間も除隊できないという例も珍しくなくなり、女性にとっては結婚の遅れや、結婚相手のいない未婚女性の増大が社会問題ともなった（酒井 1998: 72）。また、既婚の場合も、数ヶ月に数日の休暇の間しか同居できない夫婦が多く、兵士収入の低さから妻も働かざるをえなくなり、家事、育児、家計維持のすべてが妻の負担となった（酒井 1998: 73）。さらに、戦争が続き軍国主義化が進む中、忠誠心の高いイラク国民を育て、将来の戦士を生産するという義務も女性に求められるようになっていった（アル＝アリー 2012: 248）。つまりイラン・イラク戦争から湾岸戦争までの、いわゆる戦体制下の時期において、女性は不在の男性に代わる世帯主としての経済的責任と、愛国的母親として子供を産み育てるという二重の負担を担うことが強く求められるようになっていったのである。

## 2. 2. 2 戦時体制の終了と女性政策の転換

イラン・イラク戦争から長期間に及んだ戦時体制の終了は兵士たちの帰還をもたらしたが、そのことは——労働力の観点から言えば——労働者人口の急増を意味した。戦時中に女性へ向けられた労働力としての高い期待は一転し、戦後は男性の雇用を確保するために、女性に対しては社会進出を抑制する政策へと方針が転換された。女性一人での移動や行先が厳しく制限され、必然的に女性たちは職場を奪われることになった。

女性を対象とした大幅な給料の削減が行われたほか、以前は政府から無料で提供されていた育児施設や交通費などのサービスが停止された (Al-Ali 2009: 47)。1998年には、政府関係機関で働くすべての女性秘書は解雇処分とされ、また男性の親族を伴わずに外出することが禁じられ、移動の自由が制約された (Country Watch 2012: 286)。2000年には、女性が家の外で働くことを禁じる法律が制定された (UNIFEM 2009)。実際、2000年のUNDPの報告によれば、1991年以前はイラク国内の地域別で最高23%を上回っていた女性の就労率は、97年には10%にまで落ち込んでいる (Iraq Country Office 2000)。

さらに、クルド人および非イラク人の排斥の手段として、女性の婚姻および生殖の自由が管理された。非イラク人との婚姻関係にあるイラク人女性が、夫に資金や資産を遺産として移譲することを禁止する法令が發布された (Omar 1994: 63)。また、北部でアラブ化を目指す政策の一環として、イラク人男性は、クルド人女性と結婚することを奨励された (アル＝アリー 2012: 249)。

このように、バアス党政権発足直後からの近代化政策およびその後の戦時体制という文脈でとられてきた女性の社会進出を促す政策は、戦後は大きく路線転換が図られた。男性の雇用を確保するために女性は労働市場から排斥され、また、非アラブ人排斥運動の文脈では結婚に制限が設けられた。近代化および戦争という社会・経済的な変化への調整要因としての役割を果たすことで進められたイラク女性の社会進出および自由の拡大は、戦後という新たな状況への調整要因としての役割によって後退した。女性は結果的に家庭に押し戻されてしまった。

## 2. 3 経済制裁による女性の貧困化と保守派の取り込み (1991～2003)

度重なる戦争と、大規模かつ包括的な経済制裁は、国家を財政的に疲弊させ、フセインの築いた「福祉国家」は崩壊した。福祉政策の主要な受益者であった女性たちはそれに伴い、強い社会的影響を受けることになった。

### 2. 3. 1 経済制裁下での社会状況

1980～90年代の過去2回の戦争によって、イラクは極端に女性が多い不自然な人口構成を作り上げ、その間に蓄積された未亡人数は2003年のイラク攻撃時点で推定25万人とされている (UNIFEM 2004)。さらに、経済的に家族を支えることが困難であり、また社会的責任を果たせないと判断した男性が家族を置き去りにするケースもあり、女性家長が急激に増加していた。女性家長は経済的に極度に困窮しており、彼女たちの存在の拡大は、



社会の貧困化および貧困層の拡大へと結びついた。

経済的理由から女性の教育へのアクセスは急激に抑えられ、70～80年代に急激に低下した女子の非識字率は、湾岸戦争後には一貫して増加の傾向をたどった。85年の8%から95年には45%へと拡大し90年代後半には、女性の非識字率は55%、女子の小学校退学率は35%に達している（UNIFEM 2004）。経済状態の悪化と男女の人口構成の歪みは、女性の結婚パターンに影響を与えた。比較的若年層の女性の多くは結婚するのが難しくなり、かなり年上の男性との結婚も、現状打開の策として選択させられた（Al-Ali 47: 2009）。貧困は、家庭内での女性の地位にも影響した。アル＝ジャワヘリが2000年と2002年にバグダード内3地区の女性180人を対象に行ったインタビュー調査では、経済制裁開始から時間が経過するに従って、一族内での男性親族の支配力が強まり、男性の親族が女性の就業や教育について、より強い決定権を持つようになっていったことが示されている（Al-Jawaheri 2008: 93）。

### 2. 3. 2 政策転換

基本的にはバース党は世俗主義を標榜していたが、宗教的な保守派の支持をとりつけようとしたフセインは、1990年代以降、敬虔なイスラーム教徒を演じるようになっていった。1990年には大統領令によって、名誉殺人を犯した男性には恩赦が与えられた（NCA 2010: 12）。また、名誉殺人を犯した男性の免責をはじめ、女性が行動規範を犯したと知った場合、もしくはその疑いがあるだけでも、彼女の父親や兄弟が、家族の名誉を維持するためにその女性を殺してもかまわない、とされた（アル＝アリー 2012: 251）<sup>5</sup>。

このように、「国家の言説と政策、そして社会的な態度とジェンダーに関する思想は、制裁下において劇的に変化し、女性は明らかに家庭に押し戻されて、母や妻という伝統的な役割が求められるようになった」（アル＝アリー 2012: 249）と見ることができる。また、部族や一族という伝統的な関係を断ち切り、国家と家族もしくは個人との関係の構築を通じた国家建設を目論んだバース党の女性政策は完結できず、結果的には、「女性たちは伝統的な家族、一族、部族のつながりに経済、社会、政治的なセーフティーネットを求めざるを得なくなった」<sup>6</sup>（Joseph 1991: 182）のである。

以上、本節でこれまで見てきたことをまとめると、以下のように言えるだろう。フセイン政権下でイラク女性は、一定の公的な分野における権利を獲得したものの、そのことが同時に、家庭内での女性の処遇の向上とは必ずしも結びついたわけではなかった。また、国家の財政状況や社会情勢によって政策転換がなされれば、女性はその経済的社会的負担の担い手としての役割を果たすことが期待されてきた。つまり「国家フェミニズム」は、あくまでも「女性の国家事業への動員政策」（酒井 2007: 34）でしかなかったのである。換言すれば、バース党下では女性の社会進出やアラブ地域におけるイラク人女性の地位の高さが喧伝されたにもかかわらず、これまで見てきた政策の変遷を踏まえれば、女性個人としての自由の権利の尊重を考慮された軌跡は見出し難い。フセイン政権下では、政敵や対抗勢力に対する懲罰の道具としても女性は利用されており、拷問やレイプなどの人権

侵害は長年行われてきた。バース党やフセインにとって社会進出推進の女性政策は、女性の意思や人権の尊重という価値観に根差したのではなく、あくまでも国家のための利用でしかなかったのである。

### 3. イラクにおける米国の女性政策と社会への影響

#### 3.1 女性の「解放」政策の変遷

このようなイラク女性をめぐる状況に対して、「女性の解放」を唱えた米国は、どのような女性政策をとり、女性をどのように処遇したのだろうか。その影響は女性にとって具体的にどのような形で立ち現われてきたのだろうか。本節では対イラク戦略の中での米英がとった女性政策の内容およびフセイン政権崩壊後の米国による占領統治下での女性政策のデータを検証し、各文脈における女性政策の目的を考察する。

##### 3.1.1 アジェンダとしての浮上

具体的にイラクの女性の解放や地位について問題視されるようになったのはいつごろだろうか。イラク女性の状況がアジェンダとして持ち上がったのはイラク攻撃の可能性が濃厚となってきた2003年末から2003年の3月のこととされる。ブレア英首相は2002年11月に女性団体の代表と面会し、同じころ、米國務省はフセイン政権下での拷問やレイプなど女性に対する虐待を公表した（Office of International Women's Issues 2003）。「イラクの女性たちは、これからのイラクの社会復興において重要な役割を果たすことになる」（Dobriansky 2003）と当時の米國務次官ドブリアンスキーが会見で述べたのは2003年3月のことである。イラクの人権侵害については、イラク女性による複数の人道支援団体やNGOが西側諸国に対して長年、訴えてきたが、米英をはじめとする西側諸国の元首はこの時まで、そのような訴えに答えようとはしなかった（Al-Ali 2009: 56）。女性がアジェンダとして急浮上したのは、米英主導によるイラク攻撃のわずか数か月前のことだったのである。

では米国がイラク攻撃の正当化の際に用いた「女性の解放」というスローガンは何からの解放を想定していたのだろうか。イラク女性の考える「解放」が、西洋的な価値観にもとづいた世俗的な意味での「解放」という概念とは必ずしも一致していないことは既に前節で触れた。他方、米国におけるイラク戦争の思想面での立案者とされるウォルフォウイツ米国防副長官は、「アラブ世界の半分は女性です。その女性の大半は神政国家に住むのを嫌がっています。私にはたくさん知り合いがいます。彼女たちが神政国家に住みたがっているとは思いません」と述べ、米国の考える民主化が世俗主義的なものであることを示唆している（パッカー 2008: 29）。しかし、イラク戦争の正当化にスローガンとして使われた女性の「解放（liberation）」という言葉は、主にフセインという独裁者からの「解放」の文脈で使われることがほとんどであり、明確に定義されているとはいえない。イラク女性は「救済を必要としているフセイン政権の被害者であり、新生イラクを作り出すヒロ

イン」(Al-Ali 2009: 80) として語られたのである。

### 3. 1. 2 占領統治当初の女性支援政策

戦後の国家建設の空白を埋めるために2003年5月1日のブッシュ大統領による戦闘終結宣言後に形成されたのが連合国暫定当局 (CPA: Coalition Provisional Authority) であり、イラクの統治を任されたのがブレマー行政官だった。CPAの最終的な目的として掲げられたのが、イラクに民主主義国家を再建することだった (Cordesman 2006: 5)。女性に対する支援政策はCPAでも重要課題とされ、米務省国際女性問題局を中心に、女性の選挙参加をはじめとする女性の社会進出を推進する事業が打ち出された (酒井 2007: 36)。

米政府は数々の女性支援組織に出資し、その活動内容についての決定権を握った。緊急補正予算のイラク復興費184億ドルのうち、1000万ドルを女性支援プログラム策に振り分けた。さらに、2004年2月にはウォルフォウイツ国防副長官が、「米国は女性の平等を重要視しており、イラクでは2700万ドルを女性のためのプログラムに提供した」(CRS 2006: 14) と明言した。さらに最優先事項として取り組んでいる女性の教育の分野には、すでにこの時点で8680万ドルを費やしたとも述べている。

現地での支援活動を実際に推し進めたのは米国際開発庁 (USAID) である。主に、女性の教育や職業訓練など社会進出を目標とし、学校の復旧および女性の復学に力を入れた。2004年3月の報告書は「2351の学校を復旧した」(CRS 2006: 12) と支援策の功績を明示するとともに、貧困や治安の問題からフセイン政権末期には通学を控えていた多くの女性が学校に戻ってきている、とその支援効果も記している。一方、USAIDの女性支援策が実態から乖離しているとの批判も見られる。例えば、大多数のイラク女性が現実的に日々の食料や医療支援などの問題への対応を必要としているが、このような「現地ニーズをUSAIDが支援の中心に位置づけることはなかった」(El-Kassem 2007) と現地のNGOに指摘されている。また、占領統治初期にUSAID、CPA、米大使館で女性支援策に関わってきた女性スタッフは「ワシントンからは女性政策に関しては何の指示もなく、フセイン時代に西側に亡命していた西洋的な価値観を持つイラク人女性がブレマー行政官と定期的に会合を開いていただけ」(Al-Ali 2009: 81) で、女性支援が重視されているように喧伝されていたことを認めている。

また、CPAはバアス党下で公式に許された唯一の女性組織であったGFIWを解体した。これは、CPAが組織創設後3日の5月16日に旧体制の幹部を排除する目的で実施した「脱バアス党政策 (de-Ba'athification)」の一環である。脱バアス党政策では、旧バアス党の上位4階級までの地位にあった幹部を旧体制下で人権侵害に関与したとして、新体制の行政と責任ある立場から解任した (山尾 2013: 32)。このことは、リーダー的立場に立ちうる経験豊富な女性たちから活躍の場を奪った可能性が大きい。

以上述べてきた占領統治初期の女性支援政策についての状況をまとめると、少なくとも以下の点を指摘することができる。第一に、女性支援は米国のイラク民主化政策の枠組みで立案されており、必ずしも日常的な現場ニーズへの対応を優先されてはいなかった、と

ということ。第二に、支援効果が数字で明らかになる分野や、パブリシティーが簡単に得られる形式的な活動がアピールの中心で、イラク女性の実態は十分伝えられてこなかった、ということ。第三に、フセイン政権崩壊後のイラクで女性は活躍が期待されたが、フセイン政権下の社会でリーダー的役割を担い、経験を培ってきた女性たちは脱バアス党政策によって責任ある立場から排除され、その経験を活かす場は与えられなかった、ということである。

### 3. 1. 3 治安悪化の女性政策への影響

これまで見てきたように、米主導の占領統治下における女性政策は、実質的にはイラク女性のニーズに基づいた計画があった痕跡は見られず、焦点は社会進出を果たしたステレオタイプ化された「進歩的な女性像」作りに当てられていた。対外的アピールに力を入れた、形式的な性質を強く帯びたものと言えるだろう。ただ、そうではあっても、民主化のシンボルとして重要な占領統治アジェンダの一角として位置づけられていたことも、また事実である。しかし、この状況は、2007年から2008年にイラク国内で宗派を軸とした対立が激化し内戦化が進むにつれて変化した。治安の悪化が米国による女性政策の位置づけに影響を及ぼしたからである。

米国に本部を構える国際NGO“Women for Women”の地域コーディネーターでイラクの支援活動に従事しているオマールは、米政府もイラク人も「まず生きることが最優先事項になり」、内戦が激化したこの間、「女性の地位向上に関してなされたことはほとんどない」(Omar 2010: 234)と見ている。女性が家の外に自由に出ることが困難になっただけでなく、米政府は女性の地位の向上など、それまで重視されていた女性政策をイラク政策のアジェンダからはずし、治安回復を最優先に位置づけたのである。

### 3. 1. 4 占領統治下での女性の処遇——暴力と抑圧による支配

女性の地位向上をうたった米主導の占領統治だが、日常的に現地のイラク人と接触する占領統治部隊による女性の処遇は、必ずしも女性を厚遇しているとは言えなかった。先に見たように、米国はフセイン政権下での女性を人権侵害の被害者としてのイメージで作りに上げていた。その苦境から米国が女性を救い出し、フセインの圧政から解放する、というストーリーが流布された。しかし、実際にはフセイン体制崩壊直後の治安の悪化時期に激増した女性のレイプや誘拐被害に対して、米国の部隊は、捜査に興味を示さなかった<sup>7</sup>。さらに、イラク女性がナイトガウン姿で他人の目にさらされることは、イラクでは女性自身にとっても男性家長にとっても屈辱的な行為であったが、夜中に突然、暴力的に家宅搜索がしばしば実施され、身体検査が行われた<sup>8</sup>。このように、女性の性的被害者への対応に見られる怠慢や、夜間の家宅搜索という名目のイラク人女性への配慮を欠いた「急襲」は、イラク人の間で反米感情を高める契機の一つとなったであろう。

### 3. 2 占領統治下での女性政策の社会的な影響

#### 3. 2. 1 反米感情の矛先

イラク女性が2003年のイラク攻撃の米国の開戦理由の一つとして突然脚光を浴びたことはすでに見た通りである。イラク女性を苦境から解放し自由にすることが民主化のシンボルとして謳われた。しかし、まさしく「民主化」「解放」という米国のスローガンのために、フセイン政権崩壊後のイラクでは女性の権利を訴える行動は「アメリカ側の人間である」としばしば読み替えられることになった。結果的に、社会進出をすでに果たしていた多くの女性たちが、民主化を体現する者として反米感情を抱く個人や集団から攻撃を受けることになったのである。女性の権利擁護を唱える活動家、政治家、専門家、教師、医師、研究者、弁護士など公的な役割を帯びていた女性たちが、脅迫され、暗殺の対象とされた（アル＝アリー 2012: 253）。このような動きは主にバグダード、モースル、バスラ、キルクークといった大都市で顕著であった（NCA 2010: 15）。直接、米軍と関わりを持つ仕事について女性——通訳や洗濯婦、掃除婦など——も、「アメリカへ身を売った者」として攻撃され、さらに、英語を話す者も攻撃の対象とされた（NCA 2010: 14）。このように、米国の占領統治下では、米国が掲げたイラク復興のシンボルとして女性が脚光を浴び、「女性の権利擁護者＝アメリカ」という読み替えが起こったことが、反米・反西洋の感情が先鋭化して女性へと向かったことの一因と言えるだろう。

#### 3. 2. 2 イスラーム保守派勢力による抑圧

女性を標的とした攻撃は、反米的なものに対する個々人の感情の表れであっただけでなく、イスラームの複数の勢力による大衆支配の手段としての色をも強く帯びていった。各宗派内には国内の治安が悪化したとされる2006年ごろからアメリカ文化と結びつくものは「非イスラーム的」と見なす者が現れるようになった（NCA 2010: 15）。この動きはイスラーム教の保守派勢力が先導したキャンペーンと見られ、イラク国内の女性の人権保護団体や活動家の記録によると、特定の服装規範に従うことや、移動や行動上の制約を要求している。

ヒジャブやヘッドスカーフをかぶらない女性も「非イスラーム的」とされた。脅威や攻撃行動には、女性の顔をめがけて、もしくは殺人目的で酸を投げつけるなどの行為も含まれていた（アル＝アリー 2012: 252）。近所一帯を脅し、一帯にビラをまき、女性は家にとどまるべきであると警告して回ったとの報告もある（アル＝アリー 2012: 253）。

バグダードを中心に広がった治安悪化の実情および、人々の間で共有されるその空気は、住民に護衛のための武器確保を促し、それがさらに危険な状況を作るという治安悪化の負のスパイラルを進行させた。街中に武器が氾濫する中で、「非イスラーム的」と見なされれば誰からも容易に攻撃され得る状況を作り出した。危害を加えられることを恐れ、女性は仕事や学校へと出かけることを家族から止められるようになった（NCA 2010: 15）。女性の就業率は著しく抑えられ、イラク政府統計局によると、15～49歳では男性で73%程度だが、女性は14%。とりわけ15～29歳までの若年層では女性は10%



程度にとどまっております、状況は2008年以降、悪化傾向を見せている（UNAMI 2009）。

ここで見たように、イスラーム教の保守派勢力は、女性の服装や行動を監視し、規範に背いた者を攻撃したが、このような行為は地域一帯を恐怖心と同調圧力によって束ね、結果的に宗派勢力の影響力強化につながったと見るができるだろう。

### 3. 2. 3 貧困と抑圧の深化

反米感情や宗派勢力の支配強化の対象として女性のふるまいや服装が家の外で攻撃されるようになり、女性が伝統的な価値観を重んじざるを得なくなった傾向をこれまで見てきた。また、経済制裁下、社会全体で貧困化と保守化が進行し、その影響が強制結婚などの暴力として現れていたことは先に見たとおりである。女性をとりまく生活環境をさらに検証するために、次にフセイン政権後の経済状況および女性への暴力に関する調査データを見てみよう。

現在のイラクでは、人口約3000万人の23%、約700万人が貧困層（1人1日1.2ドル以下の生活）と言われ、人口に占める貧困層の割合では世界4位である（UN Country Team Iraq 2013）。2012年の調査では、食糧支援プログラム受給世帯の40%近くを女性家長世帯が占めているという<sup>9</sup>（UN-IAU 2012）。女性家長世帯はイラクの全世帯の約10%と推定されている（UN-IAU 2012）ことを考え合わせると、2003年のイラク攻撃後に増加した女性家長世帯の間に貧困が広がっていることがうかがわれる。先にもふれたが、2012年現在で、15～49歳の男性の就業率は73%であるのに比して女性は14%以下と極端に低く、さらに女性の雇用条件の悪化も報告されている（UN-IAU 2012）。このように家の外での就労が女性にとって困難な現状は、婚姻している女性の夫への経済的依存度を高め、女性家長世帯では、一族もしくはそれ以外の支援に経済的依存度を高める結果になっている（UN-IAU 2012）。経済制裁が長期化する中で、教育や就業について男性がより大きな決定権を持つ傾向が見られていたことは、すでに前節でふれた通りである。貧困がフセイン政権崩壊後一層進んでいるとすれば、家庭での男性の支配力もさらに強まっていることが推察される。

フセイン政権崩壊後は、親米、「非イスラーム的」と見られれば襲撃される恐れがあり、女性は家族から家に閉じ込められがちであるが、女性にとって家庭内は安全な場所なのだろうか。女性に対する暴力の発生場所についてたずねた2012年の調査では、女性自身は家庭内（64.2%）と路上（63%）でほぼ同程度と考えていることが示され、常に暴力にさらされて生活していると感じている女性が少なくないことが浮き彫りになった（Ministry of Planning-CSO 2012）。家庭内暴力に耐えきれず、家を出た結果、近隣や国内に売られるなど人身売買という新たな問題にも派生している。

では、女性の側は暴力についてどう思っているのだろうか。同じ2006年にUNICEFが行った同規模の調査によると、夫が妻に肉体的暴力を振るうことを正当であるとする女性が、結婚経験者を中心に59%を占めている。5年後の2011年に行われた同じ調査でも、50%以上の女性が夫の暴力を正当化している。正当化される場合として、夫に外出先を告げないなど自立した態度をとった場合（39%）と喧嘩をした場合（35%）が子供の世話を

しない(35%)と並び3大理由に挙げられている。2006年と2011年のいずれの調査でも、女性の教育レベルが低いほど、暴力を正当化する比率が高い傾向が見られ、貧困家庭ほど、男性からの女性に対する暴力を受け入れる傾向がある。また、男性の側でも2009年の意識調査で若年層男性の68%が女性に対する暴力は正当化されていると考えていることが示されている(Ministry of Youth and Sports 2009)。現在、フセイン政権時代と比較して貧困化だけでなく就学率の低下も進んでいると推定されている(Ministry of Youth and Sports 2009)ことも考えあわせると、男女ともに女性に対する暴力や抑圧を正当化する傾向は今後も当面続く可能性が高いだろう。

ここに見られるのは、伝統的な家父長制の関係に基づく女性に対する暴力や抑圧が、貧困や教育の低下という環境因子によって強化され続ける構図である。そうであるならば、女性が経済的に力をつけてこの負のスパイラルを断ち切ることが一つの改善策になるだろう。実際、イラクの人権大臣はタイム誌とのインタビューで女性の貧困削減が女性の地位向上および人権保障のカギである、と認めている。しかし同時に、イラク社会が「男性が一番の社会」であることを理由に、「男性でさえ仕事につくのが困難な現状で、女性に仕事を与えるのは難しい」と女性失業対策が簡単ではない現実も認めている(TIME 2009)。女性を顕著に優遇すれば、優遇措置をとった当事者だけでなく、優遇された女性が攻撃される機会が高まるからである。改善しようとするれば逆に女性が危険にさらされるというジレンマは解決の難しさの一面を表していると言えよう。

### 3.3 支援者も被支援者も攻撃にさらされる現実

既に述べたように、女性の人権および意思尊重を謳う人道支援団体は、「女性の権利」というスローガンを掲げただけで、米国的もしくは西洋的なものと見なされ、反米感情の捌け口として攻撃されてしまう。アメリカの人権NGOとして2003年の英米の攻撃後にイラク入りした自身の経験をつづったオマールも、国内でのシェルターや事務所の設立に伴い何度も脅迫や攻撃を受けている。また、米国占領下での支援活動は特に実効支配者である米国と協力することが資金面や治安面で有効な一面もあると同時に、「イラクに破壊をもたらした」米国と協力したくないという道徳的ジレンマを抱えながらの作業であり、さらに協力体制をとれば標的にされる可能性が高まるという現実的なジレンマにも常に直面している。

紛争後の復興支援活動における女性の擁護がむしろ女性が危険にさらされる可能性を高めてしまうというパラドクスは、アフガニスタンでのカナダ軍による支援活動でも報告されている。イラクのケース同様、援助によって援助対象が生かされると同時に、武装勢力の攻撃対象とされてしまい、結果的に、援助活動が彼女たちを「もっとも脆弱な位置に留め置くことになっている」(田村 2010: 5)との認識が示されている。

このような状況から、現実的にはイラク国内に安定した支援や保護を行える足場を築くことは難しく、支援者は国外から細々とした活動続けることに甘んじざるを得ない。民主化のシンボルとして脚光を浴びたイラク女性が結果的に、支援者であるNGOからも物

理的には置き去りにされてしまう背景にはこのような事情が存在しているのである。

#### 4. おわりに

本論文では、フセイン時代から米国主導の占領統治までの女性政策や女性に対する処遇の変遷を国家と女性の関係という視点から見直し、両統治期の女性への対応に見られる連続性を検討した。その結果、フセイン政権では時々の状況に対応するために女性が国家的に利用されてきたこと、そして女性に対する統治者側の基本姿勢は占領統治下でも共通して見られること、さらに、そのような統治者の女性政策に共通して見られる姿勢が、女性の社会的後退と見られている背景に存在することを確認した。

これまで見てきたように、近代イラクにおいて女性は社会進出への機会を与えられた時期もあった。しかし、同時に認識しておくべきことは、一般的に「女性の社会進出が進んだ」と見られているフセイン政権下のイラクにおいて、女性に関する政策決定とは、政治・経済的な動員目的の政策であった、ということである。女性の労働や教育に関する政策は、女性の意思や尊厳を守るという女性の人権擁護の視点から提供されていたわけではなく、女性に対する人権意識が抜け落ち続けたまま、国家戦略の一環として提供され続けてきたのである。また、このことは、米国がイラクに対する軍事介入の正当化を模索し始めてから占領統治によって実効支配した期間にも一貫して見られる性質であった。女性に関する政策の策定や女性の処遇に関わってきた複数のアクター（行為主体）は、女性もしくは女性の問題を、基本的には各アクターの政治的な目的を果たすための道具として取り扱ってきたのである<sup>10</sup>。このような思考こそが、フセイン政権からの連続性であり、治安、経済、政治不安など諸所の状況が悪化した際に女性が偏って不利益を被る一因と言えるであろう。

最後に、「民主化」および「解放」といった西洋的価値観をめぐって、相互に関連する2点の考察を述べておきたい。まず、西洋的価値観を外部から持ち込むという点についてだが、一般的に、敗戦国やポストコロニアル国家では、男女平等の民主主義は、欧米の先進国によって押し付けられたものであり外国のものである、という批判が生まれ、自由や平等を主張する女性は、家父長制的な秩序を取り戻そうとする勢力から攻撃を受けやすい（竹中 2010: 21）。米国占領統治下のイラクで観察された反米、非西洋の動きやそれに伴う女性に対する攻撃も、そのようなポストコロニアル国家に一般的に見られる現象と共通する側面もあるだろう。この文脈でとらえれば、イラクの状況は「アメリカとイギリスの女性解放と女性の権利のレトリックにもかかわらず、あるいはむしろそのために、女性は一層後方へ、家庭へと押し戻された」（アル＝アリー 2012: 253）と見ることが出来、西洋的価値観を、ローカルな人々の感情や状況を考慮せず移植しようとした結果と言えるだろう。

次に、女性の「解放」という概念の理解について言えば、労働者としての社会参加の拡大は、少なくとも西洋的価値観では「女性の社会進出」という肯定的な意味を内包した言葉で表現され、伝統的役割分担からの「解放」の一つととらえることができる。しかし、

既に見たように、イラク人女性の考える「解放」とは必ずしも伝統的な価値観からの解放ではないことが推察される。イラクの文脈で解放という場合に、何からの「解放」であるのかは、イラク女性の間では明確に規定されてきておらず、イラク女性たち自身でも共通した認識を持ちえていないと見るのが妥当であろう。しかし、少なくとも、彼女たちの考える「解放」は西洋的価値観における「解放」とは異なる枠組みで位置づけられている可能性があり、もしくは模索されている可能性がある。このことに対して、外部の者は自覚的になるべきであり、また西洋的価値観としての「民主化」や「解放」という概念を持ち込む際には現地の価値観を学んだ上で、両者の整合性を模索する必要があることを十分理解しておくべきであろう。

### 注

- 1 アメリカがイラクへの介入を主張した際、その正当化の理由は二転、三転した。当初はフセイン政権とテロ組織アルカイダとの関係であり、次に大量破壊兵器の開発・保有疑惑、最終的にはイラク国民に対するフセイン政権の人権侵害からの解放を唱えることとなった。
- 2 10年間で4倍というのは政府報告であり、かなり就学率を過大に報告している可能性は高い。同じ数字を他の資料では確認できない。ただし、それまで伝統や習慣的な理由で学校に通えなかった女性たちの中で、学校へ通えるようになった人が少なくなかったのはカヤットのインタビューからもうかがえる（カヤット 1994: 153）。
- 3 保育所は女性を雇用する事業所に設置する義務が課せられていた（加納 1985: 23）。
- 4 農村から都市への移民による都市人口の増加と急速な近代化により、1977年までにはイラクは都市人口が64%を占める都市国家になり、教育レベルの高い専門職を中心とする中間層が都市部に出現した。1977年には都市部の中間層が35%を占めているという研究報告がある（Marr 2011: 279）。
- 5 フセインによる名誉殺人の公認は、少なくとも二つの意味で重要である。第一に、名誉殺人は罪ではなく、行ってもよいというふうに行動規範を作り直したという点である。第二に——ある意味より重要なのだが——この公認によって、一族の名誉回復もしくは名誉を守るためには名誉殺人は必ず行われなければならない、という保守的な価値観が拡大する可能性を作りだしてしまったという点である。つまり、イスラーム保守勢力を取り込むためにフセインは、名誉殺人は免罪であるという日和見的な大統領令を——自らの価値観とは恐らく関係なく——発令したわけであるが、それは結果的に、公に名誉殺人が許容されない社会から許容される社会へとシフトした分水嶺とも見ることができる。
- 6 英語著者名の直接引用は以下、すべて、原文は英語、日本語は筆者訳である。内容上重要と思われる箇所のみ部分的に英語を併記した。
- 7 性的な暴行や女性の誘拐など人身売買に関係する犯罪についてイラクでは慣習上、法的措置がとられずに伝統的な話し合いによって解決される場合が多く、米国主導による占領統治下の国際部隊もその慣例に則っていた（Heartland Alliance 2007: 28-2）。
- 8 女性のつつしみのない行為や性的な行為は家族全体によって恥と不名誉をもたらすとされる（カヤット 1994: 8）。他人にナイトガウンを見られることも、そのような行為の一つである。
- 9 女性家長の90%は未亡人である（UN-IAU 2012）。
- 10 ここで言うアクター（行為主体）とは、主に2003年のイラク攻撃を主導した米英国であり、また、

占領統治を主導した CPA 及び、実際に活動に関わった複数の米国の各省庁であり、国内では勢力拡大のツールとして女性に対する支配力を誇示している宗派に基づく集団が挙げられるが、以上に限定されるものではない。

#### 引用参考文献

- Al-Ali, Nadje (2005) "Gendering Reconstruction: Iraqi Women between Dictatorship, Wars, Sanctions and Occupation," *Third World Quarterly* 26, 7-47.
- Al-Ali, Nadje, Nicola Pratt (2008) "Women's Organization and the Conflict in Iraq Since 2003, *Feminist Review, Supple. War* 88:74-85.
- Al-Ali, Nadje, Nicola Pratt (2009) "What Kind of Liberation? -Women and the Occupation of Iraq" University of California Press, Berkeley and Los Angeles, California.
- Al-Jawaheri, Yasmin (2008) *Women in Iraq: the Gender impact of International Sanctions*, Boulder, Lynne Rienner Publishers.
- Amnesty International (2000) "Iraq: Fear of further Extra-judicial Executions," November 3.
- アル＝アリー、ナーディア(2012)「イラク人女性とジェンダー関係——差異の再定義」ザヒア・スマイル・サルヒー編、鷹木恵子他訳『中東・北阿附リアにおけるジェンダー —イスラーム社会のダイナミズムと多様性』、明石書店。
- Bremer, Paul (2005) *My Year in Iraq*, New York, Simon & Schuster.
- Country Watch (2012) "Country Report-Iraq,"  
[http://www.countrywatch.com/country\\_profile.aspx?vcountry=81](http://www.countrywatch.com/country_profile.aspx?vcountry=81). (Accessed in November 20, 2013)
- Cordesman, Anthony (2006) *Iraqi Security Forces: A Strategy for Success*, Westport and London, Praeger Security International.
- CRS (Congressional Research Service Report for Congress) (2006) "Women in Iraq: Background and Issues for U.S. Policy," Updated March 13, 2006.
- Dobriansky, Paula (2003) "Taking Exception: Standing up for Iraqi Women," *Washington Post*, July 2.
- El-Kassem, Nadeen (2007) "Organizing Women or Women Organizing? Reconstruction and Women's NGOs in Iraq," Paper presented at the Eight Mediterranean Social and Political Research Meeting, European University Institute, Italy, March 21-25.
- Fontan, Victoria (2009) *Voices from Post-Saddam Iraq*, Westport, Praeger Security International.
- Heartland Alliance (2007) "Human Trafficking in Iraq. Patterns and Practices in Forced Labor and Sexual Exploitation."
- Human Rights Watch (2010) "At a Crossroads--Human Rights in Iraq Eight Years after the US-Led Invasion."
- 稲葉奈々子 (2008) 「女性移住者と移住システム——移住の商品化と人身売買」伊藤るり、足立真理子『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生領域のグローバル化』、作品社。
- IPS News Agency (2011) "Iraq: Fight for Women's Rights Begins All Over Again."
- IPS News Agency (2013) "Iraqi Women Seek a New Liberation."
- Iraq Country Office (2000) *Iraq Country Report 1999-2000*.
- Joseph, Suad (1991) "Elite Strategy for State Building: Women, Family, Religion and the State in Iraq and Lebanon" Kandiyoti ed. *Women, Islam & the State*, London: Macmillan Press Ltd.
- 加納弘勝 (1985) 「中東諸国 女性の社会進出と四つの対応」、森健他編、『開発政策と女子労働』、ア



- ジア経済研究所。
- カヤット, サナ・エル (1994) 『アラブの女—イラク女性の素顔』、鳥居千代香訳、図書出版社。
- Marr, Phebe (2011) *The Modern History of Iraq*, Boulder, Westview Press.
- Ministry of Planning-Iraq (1978) *Annual Abstract of Statistics*.
- Ministry of Planning-CSO (Iraq-Central Statistical Organization) (2012) "Iraqi Women Integrated Social and Health Survey Summary Report".
- Ministry of Youth and Sports (2011) *National Youth Survey 2009*.
- NCA (Norwegian Church Aid)(2010) "Trafficking, Sexual Exploitation and Prostitution of Women and Girls in Iraq".
- Office of International Women's Issues (2003) "Iraqi Women under Saddam's Regime: A Population Silenced," [www.state.gov/g/wi/rls/18877.htm](http://www.state.gov/g/wi/rls/18877.htm) (accessed in November 18, 2013).
- Omar, Manal (2010) *Barefoot in Baghdad*, Naperville, Sourcebook.
- Omar, Suha (1994) "Honour Shame and Dictatorship," in F. Hazelton (ed), *Iraq Since the Gulf War: Prospects for Democracy*, London and New York, Zed Books.
- パッカー, ジョージ (2008) 『イラク戦争のアメリカ』、みすず書房。
- 酒井啓子 (1998) 「イラクにおける青年問題」、酒井啓子編、『中東諸国の社会問題』、アジア経済研究所。
- 酒井啓子 (2007) 「イラク政治におけるジェンダー —国家、革命、イスラーム—」、日本国際政治学会編、『国際政治』、149: 30-45。
- Saud Joseph (1992) "Elite Strategies for State-Building: Women, family, religion and state in Iraq and Lebanon," *Women, Islam and the State*, ed. Deniz Kandiyoti, Leiden, The Netherlands, E.J.Bill.
- Singer, Peter W. (2003) *Corporate Warriors: The rise of the privatized military industry*, Ithaca, New York, Cornell University Press.
- Solberg, Elizabeth (2009) "Killed in the name of honour", *The Lancet*. Vol. 373, Issue 9679, 1933-1934.
- 竹中千春 (2010) 「国際政治のジェンダー・ダイナミクス —戦争・民主化・女性解放—」、日本国際政治学会編、『国際政治』 161: 11-25。
- 田村慶子 (2010) 「ジェンダーの国際政治」、日本国際政治学会編、『国際政治』、161: 1-10。
- TIME (2009) "Will Iraq Crack Down on Sex Trafficking?," <http://www.time.Com/time/world/article/0,8599,1890,00html> (accessed June 8, 2013).
- トリップ, チャールズ (2004) 『イラクの歴史』、大野元裕訳、明石書店。
- UNAMI (2009) "Human Rights Reports".
- UN-IAU (UNInter-Agency Information and Analysis Unit)(2012) "Women in Iraq Fact sheet".
- UNIFEM (United Nations Development Fund for Women)(2004) "Gender Profile—Iraq".
- UNIFEM (United Nations Development Fund for Women)(2009) "Women in Iraq, Background and Literature Review".
- United Nations Country Team Iraq (2013) "Iraq Facts & Figures," <http://iq.one.un.Org/Facts-and-Figures> (accessed 2013, 4, 8).
- United States Department of State (2003) *Trafficking in Persons Report*, Bureau of Public Affairs, 11 June.
- United States Department of State (2006) *Country Report 2005*.
- 山尾大 (2013) 『紛争と国家建設』、明石書店。

